

販路開拓に取り組んだ（取り組む）中小企業に対して、
上限 **5万円（補助率10/10）** の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

※2021年4月1日～2021年10月31日までに支払い完了した経費が対象です。
※申請は1度限りです（他商工会等で助成を受ける場合は不可）

助成 経費

<展示会出展費>

展示会、見本市、商談会に出展する諸経費

<広告宣伝費>

新聞・雑誌等の掲載、パンフレット・ポスター・チラシ
ポスティング等

申請 流れ

①事前申請

このチラシ（裏面）で2021年9月10日までに事前申請を行います。

②安土町商工会の審査

予算枠に応じて審査を行います。応募者多数の場合で予算枠を超えた場合は、不採択の場合もあります。

③実績報告（事業完了後）

事業完了後、次の書類を2021年10月8日までに安土町商工会に提出します。

- ・新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金交付申請書
- ・申請時チェックリスト
※上記2点は、安土町商工会のHPからダウンロードしてください。
- ・請求書等のコピー
- ・振込依頼書および通帳のコピー3点（表紙・表紙裏・支出額の頁）
- ・実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）

④助成金の振込

実績報告書確認後、助成金を指定の口座に振込します。

注意 事項

- * 領収書の日付は2021年4月1日～2021年10月31日です。既に支払っている場合も対象となります。
- * 既に事業が完了している場合は、①事前申請時に、③実績報告書類も提出して下さい。
- * **同一の経費で、以下の補助金を受けている場合、助成金の対象経費となりません。**
 - ・「小規模事業者持続化補助金」
 - ・「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業」
- * 今後、事業を行う場合も必ず、このチラシ裏面で9月10日までに①事前申請を行ってください。先着順で審査を行います。予算に限りがありますのでご注意下さい。

《応募できる方》

安土町商工会に加入する中小企業（中小企業とは下の表に該当する事業所です）

業種	中小企業	
	資本金	または 常時使用する従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

《対象経費（詳細）》

①展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費
※人件費は対象外とします。

②広告宣伝費

新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費
※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外

《予定採択額と返還項目》

65万円（13件×5万円）

安土町商工会内に設置した審査会で審査を行い採択の可否を決定します。なお、申請額が採択予定額を超えた場合は、減額や不採択の場合もありますのでご了承下さい。次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- * 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- * 助成金交付の条件に違反したとき
- * 助成事業の実施について不正行為があったとき
- * 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金

①事前申請書

申請者名： _____

連絡先： _____（携帯） _____

実施内容： _____

経費内容： 既に支払った金額 _____ 円
(実績・予定)

今後予定している金額 _____ 円

《申請先・お問い合わせ先》

〒521-1343 近江八幡市安土町小中1-8 安土町商工会

☎0748-46-2389 ☎0748-46-5644